

こころをつなぐまちづくり

人権シリーズ vol.53



迷信と差別について

迷信は、その判断が間違っているからこそ「迷信」と呼ばれます。また偏見は、迷信によって生み出されていくことが少なからずあり、差別の多くも、この迷信や偏見に基づくといわれます。

一九六五年に出された「同和対策審議会答申」でも、部落差別は「昔からそうしてきた」「みんながそう言っている」というしきたり・慣習は多くの問題をはらんでいると指摘しています。また、この答申の内容をみますと、「人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている」とも指摘しています。

そこで、『丙午(ひのえうま)迷信』について、その起りや影響について調べてみることで、迷信と差別の問題を考えてみたいと思います。

俗説では「丙午の年は火災が多く、この年に生まれた女性は気性が強い」といわれています。『丙午迷信』とは、丙午の年に生まれた男女、特に女性

の性格に関するもので、個人の性格を生まれ年で決めるという発想にたつものです。この迷信の起りについては、次のようになっています。

丙午は、六十干支記年法では四十三番目で、丙(ひのえ)は五行での火、午(うま)は十二支に五行の割り当てをしてこれも火となります。つまり、火が二つ重なる年になっています。また、午にあたる馬は、威勢のいい動物とされています。さらに午は時刻でいうと太陽の南中の時刻(真昼)であり、季節でいうと夏(七月)、方角でいうと南です。このようなことから丙午の年は陽のさかんな年とされ、丙午の年に生まれた人は男とともに火のように気性はあがり、女性も火のようになるといわれるという解釈が生まれたようです。

『丙午迷信』のような話は、いつごろから言われた話なのでしょう。このような話は、少なくとも、十九世紀あたりから中国には残っていないと言われます。日本では江戸時代になつて町人文学のなかに「丙午の女」のことが出てくるの



▲「八百屋お七」の浮世絵

が、今のところ一番古いということになっているそうです。「丙午の女」の話で最も有名なのは、恋のために火をつけ、火刑に処された「八百屋お七」の話です。一六八三(天和三年)の八百屋お七の事件がきっかけとなつて、『丙午迷信』が広く伝えられるようになったと言われます。

『丙午迷信』が流行すると、丙午の年には出生数が減少するという社会的な現象が生じるようになり、生まれるはずの多くの尊い命が生まれませんでした。累が次の世代におよび、本人や親がいくらこの迷信を信じなくても、他人がこの迷信にとらわれていると被害を受けてしまいます。

『丙午迷信』がなくならないわけを考えてみますと、「昔から」「みんなが」という慣習にしたがう心の働きのあることがわかります。このような心の働

きこそ、今も部落差別の問題が解決できない大きな要因の一つと考えることが出来ます。部落差別をなくすには、迷信や偏見にとらわれる意識や実態を少しずつ変えていかねばなりません。「昔から」「みんなが」という差別の歴史性と社会性を克服する必要があります。そのためにも科学的認識を身につけることがとても重要なことだと思います。

文責 教育委員会安岐分室 永松

お知らせ

☆人権ビデオ上映会(隣保館)

テーマ 同和問題

10月20日(水)午後2時~4時

☆同和問題学習会(隣保館)

内容 差別事象と現状

10月21日(木)午後2時~4時

問い合わせ 国東市隣保館

☎0978-68-11722